

## 品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病害虫の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている15品目（コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ）について、輸出先国等（Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦）における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考としていただくために作成しました。

本表において、

- (1) 輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
  - (2) 輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
    - (ア) 一律の残留農薬基準値（0.01 mg/kgなど）
    - (イ) 「不検出」（検出限界未満）
    - (ウ) 「基準値なし」（ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。）
    - (エ) 「対象外」（ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能）
- のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記URLをご参照ください。（農薬コーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（農薬に関するよくある質問）

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_info/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/index.html)

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

### ○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

### ○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

※これらの調査対象国・地域等については、残留農薬基準値の関連法規入手する方法やWEBサイト

等も紹介しています。

○ 調査対象農薬成分

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

○ 基準値の調査頻度

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日まで各月 1 日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月 1 日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※残留農薬基準値は各国・地域等の web サイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

The image shows a screenshot of a very large Excel spreadsheet. The data is organized into several sections:

- Section 1 (Top Left):** A large rectangular area outlined with a blue border. It contains numerous rows of data, mostly consisting of small numbers and symbols.
- Section 2 (Bottom Left):** A smaller rectangular area outlined with a blue border, located near the bottom left of the main sheet. It also contains data in a grid format.
- Section 3 (Bottom Center):** A rectangular area outlined with a blue border, located at the bottom center of the main sheet. This section appears to be a summary or a different type of table with fewer rows and more descriptive column headers.

The rest of the spreadsheet is filled with many more rows of data, mostly in black and white, with some green highlighting in the middle-left area. The overall appearance is that of a detailed financial or statistical report.

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。

① ありの場合「〇」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

Pesticides name	農業の有効成分	日本 の基準 (mg/kg)	CODEx の基準 (mg/kg)	香港 の基準 (mg/kg)	台湾 の基準 (mg/kg)	韓国 の基準 (mg/kg)
2,4-D	2,4-D	○ ○	0.1	【穀】0.1 【豆】0.1 【薯】0.1	【米類】0.1	【米】0.05
2,4-DB	2,4-DB	× ×	0.02	—	【谷】	不適用
4-CPBA	4-クロロバノン酸	○ ×	0.02	—	【谷】	不適用
BHC	BHC	×	0.2	—	【谷】	不適用
DDT	DDT	○ ×	0.5	—	【谷】	不適用
EPA	EPA	×	0.2	【穀】0.1 【豆】0.1	【米類】0.1	【穀】0.1
EPIC	EPIC	×	0.1	—	【谷】	不適用
MCPA	MCPA	○ ○	0.1	—	【谷】	不適用
MCPB	MCPB	○ ○	0.1	—	【穀】	【米類】0.1 【豆】0.05
ENDANE	γ-BHC	×	0.3	—	【谷】	不適用
MAZAZUL	イヌザル	×	0.05	—	【谷】	不適用
MAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼタピラムニウム	×	0.2	【米】0.1 【豆】	【米】	不適用
MAZOGULURON	イマゾグルロン	○ ○	0.1	—	【穀】0.02 【豆】0.02	【穀】0.05 【豆】0.1
MINDOLERD	イミダクロブチド	○ ○	1	【穀】0.06 【豆】0.05	【穀】0.01 【豆】0.05	【穀】0.02 【豆】0.02
MINOTADINE	イミノタジン	○ ○	0.03	—	【谷】	【穀】0.05 【豆】0.05
MONAMINE	イミダゾラム	○ ○	0.05	—	【谷】	不適用
NEVERN	イダルフルキサミン	○ ○	0.01	—	【谷】	【穀】0.1

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用されます。

※ 例えば、農薬残留基準値が設定されていない物質で、Codexで基準値が設定されているものは、その基準値が適用され、Codex基準値にも設定されていないものは、不検出としている国もあります。

2

●当該の有効成分・当該成分を有効成分とする農業の有効性・適用の有効性 適用の有効性・当該成分を有効成分とする農業の当該作物への適用の有効性 なか豆種ありかつ適用ありの場合 ■色で表示	規定形式	オプティリスト	—	ボンティリスト	ボンティリスト	ボンティリスト	ネガティリスト
優先順位1	—	基準達なし	[文]：食物環境衛生審査委員によるリスク評価	不検出	一律基準値（0.01 ppm）	基準達なし	
優先順位2	—	—	—	—	—	—	
優先順位3	—	—	—	—	—	—	
基準違反項目	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1
●基準値に付された記号について ※1:検出限界値 ※2:観察限界値	食品安全法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」 A食品一般の成分規格	INTERNATION AL FOOD STANDARD CAC/WRI, 2-2011 (第132CMR)	公衆衛生及び市政条例 食物入庫除害剤貯蔵規則 (第132CMR)	食品安全衛生管理法 中華民国107年9月12日衛生福利部頒佈 授業生第1期 修正案第66号付 修正案第66号付 修正案第66号付	食品安全衛生管理法 中華人民共和国 食品安全法 食品安全 告示 第2017-100号	食品安全法 食品安全 告示 第2017-100号	中華人民共和国 食品安全法 食品安全 告示 第2017-100号 GB 2763-2019
●色のセルは、有機農産物の日本農林規格において使用可能な有効成分を表す。	関連本規格						

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上での品目名や検体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

3

各國資料等で後来る場合の品目名	米(玄米) [木]: GO 0649 - Rice   [穀]: GO 0080 - Cereal grains	[穀]: 稲穀   [玄]: 糙米   [精]: 精米  [穀]: 穀類	[木]: 米   [米類]: 米 類   [穀]: 穀 (穀類)	[穀]: 稲谷   [木]: 大米(米)   [玄]: 糙米   [穀]: 谷物
穀体	玄米 Whole commodity Rice, bran; rice, husked; rice, polished; Whole commodity as prepared for wholesale or retail distribution Rice bran, processed;	Whole commodity	the forms on market.	脱穀したもの whole grain